**第５章**

**地域福祉施策の展開**

# 基本目標Ⅰ　地域共生社会に向けた人づくり

# **１　ともに支え合う意識づくり**

**☞　めざす方向**

地域共生社会の実現に向け、地域福祉の考え方の浸透や支え合い等の意識の向上をめざしていきます。そのため、地域福祉に関する情報の効果的な発信に努めるとともに、関係団体と連携して地域福祉への関心や意識を高める啓発活動を展開していきます。とりわけ、若年層への関心や意識を高めるため、地域福祉等に関する学校教育と社会教育の充実に取り組みます。

## **施策１　啓発活動の推進**

**①　地域福祉の情報発信**

市の広報紙やホームページ、ＳＮＳ、マスメディアなど、様々な媒体を活用し、地域福祉活動の状況や富山市社会福祉協議会の事業や役割などについて、広く情報を発信します。

**②　出前講座の充実**

市政情報等を提供する出前講座の実施にあたり、高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援、健康づくりなど、様々な福祉に関する講座の内容の充実と周知に努めることにより、利用を促進し、地域住民の福祉への関心を高めていきます。

**③　地域活動団体を通じた啓発活動の強化**

地域活動の多くが、小学校区を単位に行われています。自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の組織は小学校区単位となっており、強いつながりをもっています。これらの地域組織を通して、地域住民の福祉への関心を高め、福祉意識を醸成していきます。そのため、まず、これらの地域組織の役員に対して地域福祉に関心を持ってもらうため、地域福祉懇談会等の開催を通じた啓発活動に努めます。

**④　地域福祉フォーラム等の開催**

活動が活発化してきたＮＰＯ法人や地域ボランティアの流れをさらに大きなものとするため、活動状況のＰＲの場として、また、住民の地域福祉活動への参加の動機づけとして、市、富山市社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、ボランティア団体等が協力して、富山市民ふれあい広場や講演会を開催します。

## **施策２　福祉教育の推進**

**①　学校における福祉教育の推進**

小学校、中学校等において、福祉やボランティアに対する児童生徒の関心や理解を深めるため、富山市社会福祉協議会、社会福祉施設、ＮＰＯ法人等と連携し、ボランティア活動等の推進に取り組みます。

**②　社会教育や生涯学習の推進**

相互理解を深めるため、公民館ふるさと講座において人権教育を年１回以上実施するとともに、生涯学習においても福祉の充実を図るため、必要に応じて、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援等に関する講座を開設し、活動を希望する受講者とボランティアを必要とする施設、団体等とのつながりを創出します。

**③　ふるさと教育の推進**

市民一人ひとりが、自然、歴史、文化、産業など、地域についての理解を深められるよう、公民館活動やふるさとづくり事業のほか、様々な地域活動や生涯学習の機会において、郷土に対する愛着や誇りを持てるふるさと教育の推進に努めます。

# **２　ともに尊重し合う関係づくり**

**☞　めざす方向**

地域共生社会の実現に向け、住民一人ひとりが、かけがえのない個人として、個性を認め合い、人権を尊重する関係性の向上をめざしていきます。そのため、人権教育・啓発活動を推進し、女性や子ども、高齢者、障害のある人などの権利を擁護するなど、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに取り組みます。

また、犯罪や非行をした人が自らの罪を悔い改め、社会復帰した後に再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として活動することができるよう、再犯防止等の取り組みを計画的に推進していきます。

## **施策１　人権意識の向上**

**①　一人ひとりの人権意識の啓発**

地域住民の一人ひとりの人格や個性が尊重される地域社会の実現のため、人権意識の啓発に努めます。また、男性と女性が互いの個性を尊重し、協力して地域福祉活動に取り組むことができるよう、男女共同参画の意識の浸透を図ります。

**②　差別のない多様性を認め合う地域社会の実現**

子どもや高齢者、障害のある人、性的少数者、外国籍の人など、地域に暮らすすべての人がお互いに多様性を認め、安心して暮らせる差別のない地域社会の実現に向け、インクルージョン（共生社会）の考え方の普及に取り組みます。

## **施策２　権利の擁護**

**①　虐待の早期発見とネットワークの確立**

地域住民やサービス提供事業者、医療機関等が協力し、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待、また、配偶者等への暴力の早期発見に努めるとともに、民間団体も含め、関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応します。

**②　日常生活自立支援事業の推進**

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や障害のある人が地域で自立して暮らし続けるために、今後ますます必要性が高まると考えられることから、事業の一層の周知と生活支援員の確保に努め、利用の促進を図ります。

## **施策３　再犯防止の推進（富山市再犯防止推進計画）**

**①　広報・啓発活動の推進**

再犯防止や更生保護活動に関する啓発のため、「社会を明るくする運動」を推進し、街頭広報活動や広報誌による情報発信を行うなど、再犯の防止に関する地域住民の理解促進を図るため、関係機関、団体と連携しながら広報・啓発活動に努めます。

**②　保護司会との連携強化と多機関連携**

保護司は、犯罪をした人の環境改善や更生を助けることを目的に、保護観察事件の担当、生活環境の調整、犯罪予防活動等の再犯防止における重要な役割を担っています。

保護司や保護司会との情報共有を図るなど連携を強化するとともに、富山県や警察、教育委員会をはじめ、矯正施設、検察庁、家庭裁判所、保護観察所、地域生活定着支援センターなどの県内関係機関との連携により、適切で効果的な地域支援体制や支援者ネットワークの構築を図ります。

**③　更生保護活動への支援**

保護司や保護司会が更生保護活動を行う更生保護サポートセンターの運営にあたり、富山市総合社会福祉センターの施設・設備の提供等の活動支援を行うとともに、保護観察対象者との面接場所として自宅以外の市施設の相談室等を提供します。また、なり手不足の課題を抱える保護司の確保に向けて、関係機関との情報共有や保護司活動の周知に取り組みます。

**④　民間協力者や関係団体の活動支援**

地域における再犯防止には、保護司のほか、犯罪をした人の社会復帰を支援する更生保護女性会、ＢＢＳ会、更生保護協力雇用主会等の更生保護ボランティア、更生保護事業協会や更生保護施設などの更生保護法人、多くの民間ボランティア団体等の活動に支えられていることから、その活動に対する支援とともに、連携に努めます。

**⑤　福祉や保健、医療等の支援を必要とする人への支援**

福祉や保健、医療等の支援を必要とする人が、再犯に陥る要因として、必要な福祉・保健・医療サービスや住まい、就労、生活困窮などの各種支援窓口へのアクセスが容易でない場合がある状況を踏まえ、矯正施設・保護観察所や社会復帰を支援する相談窓口などといった関係機関と連携し、福祉的支援を必要とする者の把握、適切な情報提供や支援の場の提供を行い、地域で生活をおくることができるように努めます。

**⑥　生活の安定に向けた支援**

刑務所出所直後や勾留等を解かれた直後の者は、生活の基盤となる住居や就労が不安定な場合が多く、再犯の要因にもなっていることから、地域社会で孤立させず、住居確保や安定した就労の確保のため、必要な各種施策や制度等へつなげられるよう、更生保護施設や関係機関と連携・協力し、切れ目のない支援を行います。

**⑦　国・県との連携強化**

国の第二次再犯防止推進計画及や富山県再犯防止推進計画に基づき、それぞれの役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯防止に向けた取り組みを推進します。

# **３　地域福祉を担う人づくり**

**☞　めざす方向**

地域共生社会の実現に向け、誰もが主体的に地域福祉活動に取り組むことができる環境の構築をめざしていきます。そのため、ボランティア情報の効果的な発信に努めるとともに、自治振興会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の地域活動団体によるボランティア等の活動の促進を図ります。

また、自らが市政の担い手であるとともに、地域の担い手であるという意識を住民一人ひとりが持てるよう、様々な機会を通じて市政への参画や地域福祉活動等への参加を促進します。

## **施策１　地域福祉の担い手支援**

**①　民生委員への活動支援**

地域福祉活動の重要な担い手である民生委員（主任児童委員を含む）に対する必要な情報の提供や研修の充実に努め、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

**②　地域を支えるボランティアの拡充**

地域には福祉推進員や高齢福祉推進員などの多くのボランティアが活動しており、民生委員や自治会などと協力しながら、地域の福祉課題の発見、解決に向けた役割を担っています。その役割を地域住民へ周知するとともに、活動に対する支援や体制の充実に努めます。

**③　小学校区等を単位としたネットワークづくり**

地域における連携を図るため、富山市社会福祉協議会の支援のもと、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会が中心となり、小学校区をはじめ、中学校区・地域包括支援センター担当区域、保健福祉センター担当区域の圏域ごとのネットワークづくりに取り組みます。

## **施策２　ボランティア活動の推進**

**①　ボランティア情報の発信**

市の広報紙「広報とやま」や富山市ボランティアセンターの情報紙「ボランティア情報」等を通じてボランティア活動に関する情報を発信します。また、新聞、テレビ、ラジオのほか、富山市社会福祉協議会・富山市ボランティアセンターのホームページなどのインターネットを活用し、誰もが必要なときにボランティアに関する情報を得られるように努めます。

**②　ボランティアの育成と支援**

富山市ボランティアセンターにおいて、ボランティア育成のため、ボランティア養成講座を開催します。なお、養成講座の充実のため、従来の講義中心の講座にワークショップやボランティアグループとの交流の場を取り入れるなど、より一層ボランティアの必要性や楽しみを感じてもらえるように努めます。また、富山市社会福祉協議会と連携し、より多くの地域にボランティア活動が広まり、多くの住民の参加が得られるよう、様々な機会を捉えて地域への働きかけ、ボランティアグループ立ち上げのためのノウハウの提供等の支援を行います。

**③　地域活動団体との協働**

自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などの地域活動団体は、地域福祉活動において大きな役割を果たしています。また、独自に活動しているボランティアグループが地域の協力を得ることによって、活動がよりスムーズに、あるいは、より広がる可能性があります。地域活動団体の円滑な活動に資する環境づくりや必要な支援に取り組みます。

**④　企業等のボランティア活動の促進**

企業や事業主などの社会貢献への理解を深めるとともに、ボランティア活動への参加を支援します。また、市職員など公務員に対しても積極的に地域活動やボランティア活動に参加するよう働きかけます。

**⑤　富山市ボランティアセンターの充実**

ボランティアに関する相談に円滑に対応できるよう、ニーズの把握や企業、社会福祉施設、ＮＰＯ法人等の関係団体との関係づくりに努めるとともに、地区社会福祉協議会と連携して校下や町内単位でのボランティア普及・啓発活動に取り組みます。

## **施策３　新たな担い手の発掘・育成**

**①　新たな担い手の発掘と育成**

シニア世代の生きがいづくりとして、ボランティア活動に参加することは重要なことと考えます。また、地域におけるニーズが多様化しているため、若者も含め、あらゆる世代の参加を求めていく必要があります。高齢者や若者のほか、子育てや介護の経験を生かすことが期待される人も地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくりに努めます。

**②　地域リーダーの発掘と育成**

地域の身近な課題を把握し、主体的にその課題の解決に取り組めるよう、行政、関係団体、地域住民が一体となって、地域リーダーの担い手を発掘・育成するための環境づくりに取り組みます。

**③　交流活動の機会の拡充**

多様化するコミュニティにおいて、全世代型で交流できるような活動の場や機会を確保するとともに、都市部と農山村部などの地域間における交流を促進し、地域の課題解決のための手法の情報共有や情報交換による地域力の向上を図ります。

**④　福祉・介護人材の確保**

少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少し、労働力人口の減少も見込まれる中で、恒常的な人材不足に見舞われている福祉・介護サービスの現場において、将来にわたって安定的に人材を確保していくための支援について検討します。

# 基本目標Ⅱ　地域福祉がいきづく体制づくり

# **１　支え合う地域づくり**

**☞　めざす方向**

地域住民の意識や関係性の高まりがコミュニティの醸成や地域福祉の活性化につながり、支え合い活動等が進展していくことめざしていきます。そのため、地域住民が地域の課題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるような体制づくりを支援するとともに、住民自らが交流の場を創出できるように努めます。とりわけ、身近な地域での見守り、声かけ等の充実を図り、問題の早期発見、予防、解決できる体制づくりを推進します。

## **施策１　コミュニティの醸成**

**①　地域の福祉課題の共有**

地域で活動している地区社会福祉協議会や民生委員（主任児童委員を含む）等の地域福祉関係者、ボランティア、自治振興会の代表者等が中心となり、地域の福祉課題等を話し合い、協働して解決していく地域福祉懇談会を開催します。

**②　地域での交流促進**

昔ながらの近隣の助け合いを求めることが難しく、連帯意識が希薄化していることから、身近な地域での居場所づくりや同世代、多世代の交流を促進するなど、地域住民の交流機会の創出に努めます。

**③　地域づくりの基盤強化**

町内会は、地域づくりの基盤となることから、町内会への加入が進むよう、自治振興会などに働きかけていきます。

## **施策２　見守り、問題発見体制の充実**

**①　福祉推進員の充実**

地域に支え合い活動等を根付かせるためには、活動の中心となるキーパーソンが必要です。町内会単位で活動する福祉推進員について、広報誌や関係団体等を通じ、その役割を周知するとともに、人材の確保に努めます。また、地区社会福祉協議会は、福祉推進員が円滑に活動を行えるように、町内会長、民生委員、高齢福祉推進員などとの協力体制を確保し、さらに、各地区の福祉推進員が定期的に情報交換できる場を設けるように努めます。

**②　見守りネットワークの強化**

地域の見守り体制として、家族、親戚、隣近所、町内会、民生委員、関係団体、地域包括支援センター、ボランティア、ＮＰＯ法人、福祉施設、保健福祉センター、教育機関などが相互に連携を図りながら、支援の目的に合わせたネットワークづくりを推進し、地域の見守り体制の強化を図ります。

**③　地域福祉に関する情報の共有**

小地域（要援護者１人を支えるネットワークから町内会までの範囲）におけるネットワークづくりを進めるためには、関係者が地域福祉に関する情報を共有する必要があることから、プライバシーの保護に十分配慮しながら、情報の共有を図ります。

## **施策３　各種団体の活動支援**

**①　民生委員・児童委員協議会との連携**

地域福祉の担い手、また、地域の身近な相談役、地域と行政とのつなぎ役である民生委員（主任児童委員を含む）の組織力強化のため、富山市民生委員・児童委員協議会への支援に努め、情報交換や連携を強化していきます。

**②　ＮＰＯ法人、社会福祉法人等との連携**

市と富山市社会福祉協議会は、ボランティアのほか、ＮＰＯ法人、社会福祉法人等と情報を共有しつつ、地域に必要な福祉サービスの充実を図ります。また、富山市社会福祉法人連絡協議会の活動を支援します。

**③　当事者団体との情報交換と活動支援**

障害のある人とその家族、認知症の人とその家族、ひとり親家庭等の団体等と情報交換を行い、市の施策に反映していくとともに、団体等の活動への支援を行います。また、地域の理解や協力が必要な取り組みについては、地域課題についての共通認識を持つことができるよう、必要に応じて、関係団体等との情報の共有に努めます。

**④　地域福祉活動を支援する事業の拡充**

高齢者、障害のある人、乳幼児等を対象とした地域福祉活動についての支援事業の拡充を図ります。

**⑤　ボランティア団体等への活動費の助成**

富山市社会福祉協議会では、ボランティア団体や福祉団体等に対して交付している活動助成金については、活動内容に応じてより効果的な助成について検討し、地域福祉活動の活性化を図ります。

**⑥　寄附文化の醸成**

社会福祉法人やＮＰＯ法人などの取り組みや地域住民等による主体的な地域課題の解決には、公的財源だけではなく、共同募金やふるさと納税など、様々な種類の寄附金が重要な財源となっていることから、寄附を通じた社会貢献についての理解を深めるための啓発を行い、寄附文化の醸成を図ります。

**⑦　共同募金の活用**

共同募金は、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんのまちをよくするしくみ」として取り組みます。地域課題の解決のための新たな活動や仕組みを構築し、誰もが支え、支えられる地域づくりに取り組みます。

## **施策４　学校、企業等との連携**

**①　学校との連携**

小学校、中学校等において、老人ホームでの介護体験、幼稚園・保育所（園）・認定こども園での保育体験、障害者施設での交流等を実施するとともに、学校と地域が協力して子どもを含めた地域福祉活動を推進します。また、市内の高校、大学、短期大学、専修学校等の学生に対してボランティア活動への参加を働きかけます。

**②　企業等との連携**

多くの企業等が社会貢献活動に取り組んでいることから、企業等の社会貢献活動を進めるにあたり、企業等と地域活動団体、ボランティア、ＮＰＯ法人等が連携できるよう支援します。

**③　企業等の助成金制度の周知**

企業等におけるボランティア団体やＮＰＯ法人等に対する助成金制度を広く周知し、活動の活性化や基盤強化を図ります。

## **施策５　災害に備えた対策の推進**

**①　地域防災力の向上**

災害の発生に備え、自主防災組織の育成を積極的に推進するとともに、地域住民に対する研修、広報、訓練を実施し、防災啓発に努めます。

**②　要配慮者の支援体制の確立**

災害が発生した場合、自力での避難が難しい高齢者や障害のある人などへの速やかな避難支援や安否確認が行えるよう、防災・福祉等の関係機関と連携し、支援体制の確立に努めます。

**③　社会福祉施設等における業務継続**

社会福祉施設等は、災害が発生した場合であっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められていることから、施設等からの要請に応じ、地域と連携しながら、業務の継続を図ります。

# **２　寄り添い支える体制づくり**

**☞　めざす方向**

地域福祉の推進にあたっては様々な課題が生じることから、それぞれの課題に寄り添う地域福祉の推進をめざしていきます。そのため、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援などの取り組みを生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を実施します。また、これらの支援を一層効果的に実施するため、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を一体的に実施し、重層的な支援体制（セーフティネット）の構築を推進します。

## **施策１　包括的な相談支援の推進**

**①　包括的相談支援事業**

妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を行い、不安の解消を図るこども家庭センター、高齢者の地域における総合的な相談窓口である地域包括支援センター、地域で生活する障害のある人の身近な相談窓口である委託相談支援事業所や総合的な相談窓口である基幹相談支援室、生活困窮者の相談窓口である社会福祉協議会等が連携しながら、本人・世帯の属性にかかわらず相談を受け止める包括的相談支援を、一体的に実施するものです。

受け止めた相談のうち、当該相談支援機関のみでは解決が難しい８０５０問題など、複雑・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対し、相談支援機関間の役割分担の整理が必要な場合は、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。

**②　多機関協働事業**

複雑・複合化した相談に対しては、庁内における連携をはじめ、庁外の関係機関等との多職種による連携や多機関との協働のもと、支援方法の検討などを行います。

また、支援機関間が円滑に連携が取れるようサポートする役割を担うほか、包括的な支援体制の構築に向けた各種研修等を実施します。

**③　アウトリーチ等を通じた継続的支援**

複雑・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人や世帯に対し、支援を届けます。本人と直接対面したり、継続的な関わりを持ったりするために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

また、会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけます。

## **施策２　参加支援の推進**

**①　参加支援事業**

ひきこもりの状態など、長く社会とのつながりが途切れている人に対し、社会とのつながりを回復するため、利用者のニーズを踏まえながら、地域資源を活用した居場所づくりや就労支援など、利用者の状況に応じた段階的で時間をかけた支援を行います。

## **施策３　地域づくり活動の推進**

**①　子育てサロンへの支援**

子育てに不安を抱き、孤立化がみられるのは、特に幼稚園や保育所等に就園する前の子どもをもつ親と考えられます。これらの子育て家庭を支援するため、公民館や民家を利用し、地域のボランティア等が中心となり、子育て中の親子の仲間づくりの場、子どもとの関わり方や遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場を提供します。

**②　地域ぐるみの子育て支援**

子どもたちが地域の人々とふれあい、地域の歴史・文化を学び、様々な感動を体験することは、子どもたちの育ちにも、地域づくりにとっても大切であることから、地域の祭り、スポーツ、文化活動、体験型イベントなどを通じて、子どもたちの成長を支えます。

**③　ふれあいいきいきサロン等の拡充**

一人暮らしの高齢者等の孤立感の解消などを目的とするふれあいいきいきサロンやいきいきクラブの活動を通じて、より多くの地域ボランティアが立ち上がるよう支援するとともに、介護予防・生きがいづくりの場としての拡充を図ります。また、高齢者だけでなく、子どもや障害のある人なども気軽に集える場づくりに取り組みます。

**④　地域ぐるみの介護予防の推進**

市内で活動する約500団体の老人クラブを地域における介護予防の中核と位置づけ、「介護予防推進リーダー」や「楽楽いきいき運動」、「介護予防ふれあいサークル」などの地域ぐるみの取り組みを推進します。

**⑤　介護予防推進体制の強化**

徹底した「閉じこもり予防」から、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進することとし、住民にとって身近な存在である老人クラブ等による声かけや誘い出し機能を強化するとともに、「運動器の機能向上」のためのプログラムの強化等に取り組みます。

**⑥　認知症に対する正しい理解の普及啓発**

認知症に対する正しい理解を深めるため、地域での説明会や講演会などを通じて、新しい認知症観の普及、認知症を自分ごと、地域全体で取り組むこととして意識を高めるとともに、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る「認知症サポーター」の養成に取り組みます。

**⑦　在宅医療と介護の連携推進**

高齢者が必要な医療、介護を受けて可能な限り在宅生活を継続することができるよう、地域において効率的かつ質の高い医療の提供体制を構築するとともに、医療・介護関係者間の連携強化に取り組みます。

**⑧　障害のある人の地域生活への支援**

障害のある人が地域における支え合いの中で共に生き、地域社会の一員として生きがいや社会的役割を持ち、安心して自分らしい生活を営むことができるよう、情報提供・意思疎通の支援や地域づくりを推進します。

**⑨　生活困窮者支援の推進**

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者や複雑な問題を抱えて社会的に孤立した人などに対し、富山市社会福祉協議会など関係機関と連携しながら包括的に対応し、社会的・経済的な自立と生活向上を支援するほか、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークづくりを行うとともに、生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。

**⑩　ひとり親家庭の自立支援**

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、相談支援や就業支援の充実を図ります。

**⑪　ひきこもりへの支援**

ひきこもりの状態にある方やその家族はそれぞれ異なる経緯や課題を抱えています。より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、関係機関と連携して取り組みます。

**⑫　ヤングケアラーへの支援**

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことをいうとされています。

しかし、ヤングケアラーに該当するかどうかは、その子がおかれている状態のみから判断することは容易ではありません。真に困っている場合だけでなく、その子自身が困っていることに気づいていない、または、困っていない場合もあり

ます。そのため、学校や主任児童委員など、周囲の関係者が互いに情報を共有して状況を把握し、関係機関と連携して対応します。

**⑬　世代間交流の拡充**

幼稚園・保育所（園）・認定こども園の幼児や小学生・中学生の児童生徒が老人ホームを訪問したり、園や学校に高齢者を招くなど、高齢者と子どもが交流する機会を創出します。また、公民館等において世代間交流の場を提供します。

**⑭　福祉関係施設と地域住民との交流**

高齢者、障害のある人の施設等において、地域住民と施設利用者との交流が図られるよう、施設の祭りや地域の祭りなどのふれあいの場づくりを支援します。

**⑮　地域食堂への支援**

子どもから高齢者まで、誰もが参加できる地域食堂に関する取り組みを通じて、コミュニティの活性化やボランティア活動の推進が図られるよう、必要な支援を行います。

# **３　地域福祉の場づくり**

**☞　めざす方向**

地域福祉活動を円滑に推進していくため、活動の場の確保をめざしていきます。そのため、小学校区を基本的な単位としつつ、都市部や農山村部の地域的な特性に応じて、柔軟にコミュニティを形成・維持していくとともに、コミュニティの強化のための活動や交流、情報交換の場づくりに努めます。

なお、本市には、公民館などの公共施設、少子化や合併などの社会情勢の変化により使われなくなった公共施設の空きスペースなどがあり、これらを地域福祉のために有効に活用します。

## **施策１　地域福祉活動拠点の整備**

**①　地域福祉活動の場づくり**

既存施設や空き店舗などを活用した地域住民の運営による地域福祉活動の場づくりを進めます。地域福祉活動の場は、あくまで住民の意思を尊重し、住民の要望に応じて整備し、住民の運営（ボランティア、ＮＰＯ法人を含む）によることを基本とします。

**②　ボランティアの交流、情報交換の場づくり**

ボランティアの活動範囲や分野等が多岐にわたっていることから、他のボランティア活動の状況を把握し、ボランティア同士がつながるためのきっかけや情報交換の場づくりを進めます。

**③　地域福祉の拠点づくり**

高齢者、障害のある人、子育て中の家族など、誰もが気軽に集える場やそれらの人を含めた地域住民の誰もが集える場づくりを進めます。また、それにより各福祉分野に共通して求められる状態が悪化する前の早期発見のための地域づくりやネットワークづくりを図ります。

**④　地域住民の合意に基づく施設整備**

地域福祉活動の拠点づくりにあたり、公民館や行政サービスセンターなどの既存施設の改修等が必要な場合には、地域住民の意見を聞き、整備を検討します。

## **施策２　公共施設の有効活用**

**①　公民館などの公共施設の活用と柔軟な運営**

各地区ふるさとづくり推進協議会と連携し、地域住民の連帯感を深めるための事業の実施を推進します。

**②　行政サービスセンター等の空きスペースの活用**

行政サービスセンター等の公共施設における空きスペースの活用について、公共施設の再編等の進捗をみながら、地域住民の福祉の向上の観点から検討を進めます。

# 基本目標Ⅲ　安心して自分らしく暮らせる環境づくり

# **１　福祉サービスを安心して利用できる地域づくり**

**☞　めざす方向**

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域福祉活動に加えて、良好な福祉サービス基盤が必要となることから、福祉サービスの拡充をめざしていきます。そのため、福祉サービスを必要とする人が良好な福祉サービスを利用できるよう、適切な情報や相談支援を提供するとともに、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

また、認知症や障害などにより財産の管理や日常生活等に支障が生じた場合に、その人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進に計画的に取り組みます。

## **施策１　情報アクセシビリティの向上**

**①　支援を必要とする人への情報発信**

介護保険や障害福祉サービス等、子育て支援、生きがい・健康づくりなど、必要とする福祉サービスの情報を誰もが十分に取得、利用できるよう、広報誌のほか、ホームページやSNSなどの活用に努めるとともに、保健事業、各種団体の催し物や会合など、様々な機会を通じて情報を発信します。

**②　支援者等への情報提供**

支援を必要とする人に直接かかわる民生委員（主任児童委員を含む）、介護支援専門員のほか、地域包括支援センター、基幹相談支援室、こども家庭センター、ボランティア、ＮＰＯ法人、各種サービス提供事業者、医療機関等にも的確に福祉情報を提供します。

**③　サービス利用に結びついていない要援護者への対応**

介護保険や障害福祉サービス等、子育て支援などの必要な福祉サービスを把握できていない、あるいは家庭に問題があってサービス利用に結びついていない要援護者にサービスが行き届くよう、わかりやすい情報の提供に努めます。また、必要に応じて、専門的な相談支援につなぐことができるよう、民生委員、福祉推進員、保健推進員などによる見守り体制づくりを進めます。

## **施策２　きめ細かな相談支援の推進**

**①　身近な相談を受け止める体制の整備等**

地域住民が身近に立ち寄ることができる行政窓口であり、暮らしや生活の話、相談ができる73箇所の地区センター、福祉をはじめとする様々な相談に対応する７箇所の保健福祉センターの機能の維持に努めます。

また、乳幼児から高齢者、障害のある人へのサービスを、まちなか総合ケアセンターで一元的・包括的に提供します。

**②　地域の相談員等の活動の充実**

各相談機関の相談員を対象に、より専門的な研修を分野ごとに実施するとともに、各分野に共通する課題等への一次相談のための知識や技術の向上を図ります。

また、日常生活に関する身近な相談に応じる民生委員をはじめ、福祉推進員、高齢福祉推進員、地域相談員、保健推進員、食生活改善推進員等の取り組みを推進します。

## **施策３　福祉サービス事業の充実**

**①　事業者の参入を促進するための情報提供**

NPO法人など幅広い事業者が福祉サービスに参入できるよう、不足している福祉サービス、あるいは、今後充実していくべき福祉サービスなどの情報を提供し、事業者の積極的な参入を促進します。

**②　公募等による事業者の選定**

市が実施する福祉サービス事業のうち、委託等が適切と考えられるものについては、公募や提案（プロポーザル）などによる事業者選定の手法を取り入れます。

**③　指定管理者制度の導入**

多様化する市民のニーズに効果的、効率的に対応するため、市の福祉施設の管理に民間の能力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減等を図ります。

**④　市の事業の見直し**

施設以外にも、市は様々な福祉サービス事業を実施しています。これらの事業における社会福祉法人、ＮＰＯ法人、企業等への委託、譲渡等について検討します。また、今後の事業展開においても、民間活力の導入を図ります。

**⑤　福祉サービスの質の確保**

多数のサービス提供事業者の参入等によりサービスの量は確保されるものの、利用者保護の観点から、サービスの質の低下につながらないよう、適切な指導監査等に努めます。なお、入所施設等については、苦情解決の仕組みの周知を図ります。

**⑥　共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開**

富山型デイサービスがモデルとなり制度化された共生型サービスをはじめ、農福連携や障害就労施設等が運営するレストラン等の活用など、分野を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場づくりを推進します。

**⑦　地域福祉活動計画との連携**

富山市社会福祉協議会が中心となり、地域住民、関連団体・機関等が協働して福祉のまちづくりを推進することを目的に策定している富山市地域福祉活動計画と連携し、地域福祉施策を展開します。

## **施策４　成年後見制度の利用促進（富山市成年後見制度利用促進基本計画）**

**①　成年後見制度や権利擁護支援に関する理解・啓発の推進**

福祉サービスの適切な利用の促進・成年後見制度の利用促進体制を整備することを目標に、とやま福祉後見サポートセンターを中核機関として位置づけ、協議会を設置し地域連携ネットワークづくりに努めています。この地域連携ネットワークの機能と役割が適切に発揮・発展できるよう、引き続き、中核機関を整備し、成年後見制度の利用促進体制の強化・拡充に努めます。

あわせて、講演会など、より効果的な広報手法を検討し、地域住民に対して成年後見制度や権利擁護支援への理解を深めます。また、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、身寄りのない人、身寄りがいても頼れない人の増加も予測され、社会全体で支えていく体制の必要性が高まると考えられることから、本人の意思尊重の観点からも、早期の本人申立て支援や判断能力が低下する前の段階からの任意後見制度の利用について啓発します。

**②　本人と成年後見人等の支援環境や体制の充実**

本人の特性に応じた意思決定支援を基本に、本人の意向や状況を踏まえ、各専門職団体等と連携しながら受任者調整を行い、専門職後見人のほか、市民後見人や法人後見人など、適切な後見人の選定について検討します。また、本人らしい生活を継続していくためには、本人の状況に応じた課題解決に取り組める後見人等が重要であることから、多様な担い手の把握や確保、連携に努めます。

なお、支援を行う中で、それぞれの専門分野以外で生じる課題に対して後見人等や権利擁護支援チームが孤立することないよう、医療、福祉、法律、金融等の専門職からの助言が受けられる場を調整し、支援者をサポートする相談支援体制を充実するとともに、事例から地域の共通課題を共有できるよう取り組みます。

**③　市民後見人の活躍推進**

市民後見人とは、地方公共団体等が行う養成講座などにより、一定の知識や技術を身につけた専門職や親族等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されています。共に地域に暮らす住民として、本人と同じ目線で考えて寄り添う支援が期待できる市民後見人について幅広く周知します。

また、市民後見人の養成講座の充実を図るとともに、市民後見人がふさわしいケースでは市民後見人が選任されるよう、中核機関の受任者調整により選任される事例を積み重ね、市民後見人の活躍の場の拡大を図ります。

# **２　人にやさしいまちづくり**

**☞　めざす方向**

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、誰もが移動、利用しやすい生活基盤が必要となることから、あらゆる人に配慮したまちづくりをめざしていきます。そのため、公共的施設や道路などにおけるバリアの解消のほか、住宅や就労機会の確保など、暮らしの全般にわたる環境整備や合理的配慮の提供を推進します。また、近年目覚ましい発展をみせるデジタル技術を活用して、地域住民の困りごとや地域における課題の解決を図り、誰一人取り残すことのない便利で安心して暮らせるまちをめざします。

## **施策１　ユニバーサルデザインの推進**

**①　公共的施設等のバリアフリー化の推進**

誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公共的施設等のバリアフリー化を推進していきます。

**②　道路のバリアフリー化の推進**

高齢者や障害のある人の生活圏の拡大を図るため、歩道の段差の解消や点字ブロックの敷設、盲人用信号装置の設置などを推進していきます。

**③　公共交通機関のバリアフリー化の推進**

高齢者や障害のある人などが利用しやすい路面電車や路線バスの低床化などを促進します。

## **施策２　安心して暮らせる住まいの確保**

**①　高齢者や障害のある人などに配慮した住宅の整備**

市営住宅の建て替えにあたっては、高齢者や障害のある人などの生活に配慮した居室の整備を推進します。また、介護が必要な高齢者や重度の障害のある人の住宅改修を支援します。

**②　グループホームの整備**

障害のある人や認知症の人が地域で暮らし続けられるよう、グループホームの整備を促進するとともに、グループホームで暮らす人と地域住民との交流を促進します。

**③　高齢者が安心して住み続けられる住まいの確保**

高齢者が、生きがいをもち、自立した生活をおくることができるよう、望ましい住まいを選択できる環境を整備するとともに、高齢者が安心して安全に暮らし続けることのできる住まいを確保するため、軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等への適切な指導・支援を行い、需要に合わせた供給を促進します。

**④　住まいに課題を抱える人への横断的な支援**

生活困窮者や高齢者、障害のある人、子育て家庭などのうち、生活や住宅に配慮を要する人の生活の安定や住まいの確保、自立の促進に向けて、地域福祉としての取り組みのあり方を検討します。

## **施策３　能力活用と就労への支援の充実**

**①　女性の活躍推進**

男性が積極的に家事等に参画するための意識啓発や生活スタイルの向上のための学習機会の提供などを通じて、あらゆる世代の女性が、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働ける社会の実現に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくりを促進し、仕事と家庭生活等の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援します。また、ひとり親家庭に対する就業支援や子育て支援等に取り組みます。

**②　高齢者への就労支援**

高齢者が長年培った知識と経験を生かし、活躍し続けることができるよう、企業への高齢者雇用の促進や多様な就労形態の創出を図り、雇用機会の拡大に努めます。また、富山市シルバー人材センターの事業拡大が図られるよう、会員数の増強と就業率の向上、受注の拡大に向けて支援に努めます。

**③　障害のある人への就労支援**

障害のある人が自立した生活をおくることができるよう、雇用機会の拡大を図り、一般就労を促進するとともに、福祉的就労から一般就労への移行や定着を支援します。また、一般就労が困難であっても、社会参加や働く権利、自己実現の観点等から生産活動等に従事できるよう、福祉的就労の場の整備に努めます。

**④　福祉分野以外の様々な分野との連携**

生活困窮者、高齢者、障害のある人など、様々な課題を抱える人が、その持てる能力を活かし、就労や活躍の場を確保できるよう、福祉以外（商工業、農林水産等、環境、都市計画等）との連携に努めます。

## **施策４　スマートシティ政策の推進**

**①　デジタル技術を活用したまちづくりの推進**

都市部だけでなく、郊外や中山間地域など市内のどこに住んでいても、子どもからお年寄りまでのすべての世代が不安や不便を感じることなく、安心して暮らせるまちをめざし、近年目覚ましい発展を見せるデジタル技術の導入やそれによって得られるデータの利活用により、市民や地域の課題解決を図るスマートシティ政策を推進します。

**②　デジタル格差の解消**

デジタル技術を活用した施策を進めていくにあたり、情報通信技術を利用できる人と利用できない人に格差が生じることが懸念されることから、デジタル格差の解消に向けた取り組みの推進に努めます。